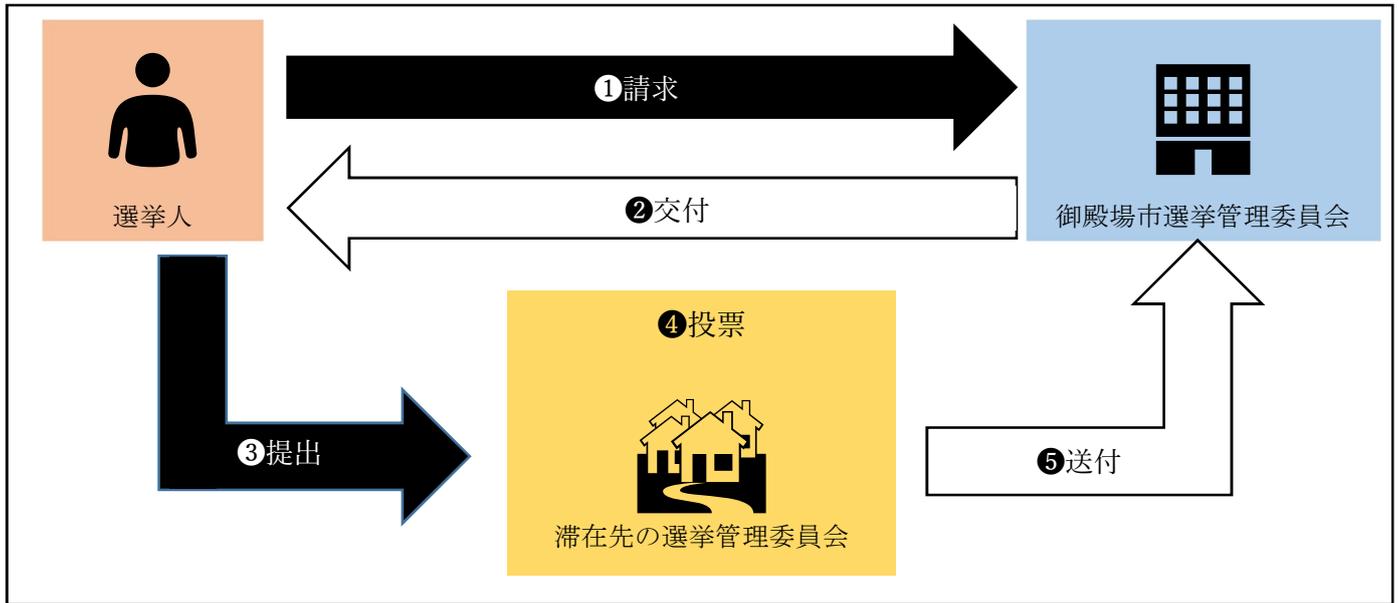


不在者投票の方法

御殿場市の選挙人名簿に登録があり、選挙期間中に遠隔地に滞在している等の理由により、選挙日当日の投票や期日前投票ができない場合、次の手順で不在者投票をすることができます。



①「宣誓書及び投票用紙・不在者投票用封筒交付請求書」の請求をする。

※ 宣誓書及び投票用紙・不在者投票用封筒交付請求書（別紙）は、御殿場市や滞在地の選挙管理委員会の窓口で直接お受け取りいただくか、市ホームページから印刷することができます。また、国の運営するマイナポータル（<https://myna.go.jp>）を利用した電子申請による請求もできます。

※ご記入いただいた請求書は、直接又は郵送で御殿場市選挙管理委員会へご提出ください。



市 HP

②【市選挙管理委員会に対応】請求書内容を確認し、滞在地住所へ投票用紙等を交付（郵送）。

③滞在地の不在者投票所に行き、御殿場市選挙管理委員会から届いた投票用紙等を提出する。

※投票用紙が封入されているビニール袋の封は、絶対に開封しないでください。

④滞在地の不在者投票所（市役所等）で投票する。

※投票は滞在地の選挙管理委員会の案内に従って行ってください。

※投票日当日は、不在者投票はできません。

⑤【滞在地の市区町村に対応】滞在地選挙管理委員会から御殿場市選挙管理委員会へ投票を送付

※選挙期日までに届いた票のみ、有効なものとして受理されます。

注意事項

- ・他の駐屯地の隊員に御殿場市での不在者投票を案内される場合は、市役所本庁舎をご案内ください。
- ・郵送でのやり取りに数日間を要しますので、投票用紙の交付請求や、不在者投票所へのお出かけは、お早目にお済ませください。
- ・選挙の執行のない市区町では、土・日曜日、祝日に不在者投票の受付は行いませんので、金曜日までに滞在先の不在者投票所で投票をお願いします。

御殿場市選挙管理委員会 〒412-0086 御殿場市萩原 483 電話 0550-82-4521